

公取委による

「中小事業者のための移動相談会」

～あなたの地域・職場にお伺いします～

- 3社以上の中小事業者の方からの申込みにより、当委員会の職員が、皆さまからの御相談をお聞きに伺います。
皆さまの所属する団体や地域等の定例的な会合の場にも伺います。
- お申込みは、製造業、運送業などの親事業者と取引されている事業者、スーパーなどと取引している納入業者、荷主と取引している物流事業者の方などを対象とさせていただきます。
- 優越的地位の濫用及び下請法に関する相談以外については、これまでどおり公正取引委員会本局又は地方事務所等の担当の相談窓口でお受けします。

裏面の申込用紙でお申込みできます。

詳しくは、公正取引委員会ホームページ（www.jftc.go.jp）をご覧ください

（9：00～18：00〔土日・祝日を除く〕）。

※ 御連絡をいただいた方の個人情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の規定に従って厳正に取り扱います。

【連絡先】

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

TEL 03-3581-3375

FAX 03-3581-1800

「公取委による中小事業者のための移動相談会」申込用紙

1 申込代表者の氏名・会社・住所（注1）（必須）	氏名・会社名（ふりがな）		
	住所		
2 参加人数（申込者含む）	名		
3 申込代表者の資本金額・業種（事業内容）	[資本金額]	[業種（事業内容）]	
	万円		
4 参加者の概要（必須）	該当するものに✓してください（複数回答可）。 □下請事業者 □物流事業者 □納入業者 □その他（ ）		
5 開催希望日（土・日・祝は不開催）	第1希望	第2希望	第3希望
6 開催希望場所	都道府県・市町村名	場所〔記載例〕民間の施設	
7 相談内容（複数可）（注2）	〔記載例〕下請法が適用される取引について		
8 代表者の連絡先（必須）（携帯電話でも可）	電話番号〔 〕 連絡可能な時間帯 午前・午後 時～時		

（注1）連絡が取れる限り、個人名のみ又は仮名での申込みも可能です。

（注2）相談したい内容について簡単に記載してください。

優越的地位の濫用及び下請法に関する相談以外については、これまでどおり本局又は各地方事務所・支所等の担当の相談窓口でお受けします。

【お申込先】メールによる申込みもできます（申込用紙の各事項をテキスト形式で記載し、お申し込みください。申込先メールアドレス：soudankai@jftc.go.jp）

貴社の所在地区	お申し込先	F A X	T E L
北海道地区	北海道事務所下請課	011-261-1719	011-231-6300(代)
東北地区	東北事務所下請課	022-261-3548	022-225-8420
関東・甲信越地区	取引部企業取引課	03-3581-1800	03-3581-3375
中部地区	中部事務所下請課	052-971-5003	052-961-9424
近畿地区	近畿中国四国事務所下請課	06-6943-7214	06-6941-2176
中国地区	中国支所下請課	082-223-3123	082-228-1501(代)
四国地区	四国支所下請課	087-862-1994	087-834-1441(代)
九州地区	九州事務所下請課	092-474-5465	092-431-6032
沖縄地区	沖縄総合事務局 総務部公正取引室	098-860-1110	098-866-0049